

## 市民福祉委員会会議録

### 招 集

平成31年4月19日（金）午後1時 議会委員会室

### 出席委員（8名）

（委員長）西川 章 三 （副委員長）伊藤 ひろえ  
奥岩 浩 基 尾沢 三 夫 土光 均 戸田 隆 次  
前原 茂 又野 史 朗

### 欠席委員（0名）

### 出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 安東主任

### 傍聴者

安達議員 今城議員 国頭議員 三鴨議員 矢田貝議員  
一般1人 報道関係者1人

### 案件

- ・市民福祉委員会に提案のあった事項について所管事務調査とすることの可否について（協議）

~~~~~

### 午後1時00分 開会

○西川委員長 ただいまから市民福祉委員会を開会します。市民福祉委員会議案の提案にあった協議事項について所管事務調査とすることの可否について協議いたします。初めに、「一般廃棄物最終処分場に関して元社長の発言に関して、どのように対応したのか説明を求める」ことについてを議題といたします。3月の市民福祉委員会の中で、各会派に持ち帰りとなっておりますので、会派ごとに御意見を求めます。よろしいでしょうか。

〔「はい。」と声あり〕

○西川委員長 じゃあ、伊藤さんのところからよろしいですか。

伊藤委員。

○伊藤委員 私たちも会派に持ち帰りまして協議をいたしました。そもそもの、この、この元社長の発言というところで、もう既に西部広域のほうで議論があったということですし、あと、その出典だとか、入手経路というようなことでも西部広域でも議論がありましたということでした。このことに関しては、法律が現在と違うために、10年前のことなので、そういうようなことがあったとは聞いてはおりますが、でも、現在はきちっと分別がなされていて、現在の法律に遵守した形でされているということで、その話は終わったのではないかとというようなこともお聞きしました。ですので、このことに関して住民の不安が高まっているだとか、地域コミュニティーに支障が出ているというようなことであれば精査する必要もあろうかと思えますけれども、でも、そうではないというようなことで、このこの発言に関して所管事務調査をするということは、なじまないのではないかとというような結論に至りました。ありがとうございます。

○西川委員長 前原委員。

○**前原委員** 我々のほうでもですね、同様の内容なんです。この、まず今回出された資料の出どころっていうのが、これは公式な発言なのかどうかというのもよくわからないということと、もう既にこれ、西部広域で話をされて処理されている話だと勧告が出て、また、報告書も出てるはずなんですけども。そういう形でもうこれは終わってる話ではないかなと思います。あえてここに持ち出される意味がよくわからなくて。我が会派としては所管ではないんじゃないかということで、伊藤委員と同じでございますけども、この委員会ですることはちょっと御遠慮いただきたいなど。個人的には一般質問等で、もし疑念があるならば追及されるのが一番いいんじゃないかなと私以下は思っております。

○**西川委員長** あの、こちらのほうは。

○**土光委員** えっ、私にも言わせていただく。

○**西川委員長** あ、これ、あなたのあれだから、どうかなあと。

○**土光委員** いやいやいや、でも意見聞いてみてから…。

○**西川委員長** まあ、ほんならどうぞ。

○**土光委員** 最後までいいです。

○**西川委員長** いいよいいよ。

○**土光委員** あ、はい。

まずこれ、私が提案した内容なので、今回この提案は、この委員会で調査をしよう云々ということではなくて、まず当局から説明を求めてはどうかということなんです。その説明を見た上でどう対応するかというのはそのときのことで、だから私の提案内容はそういう意味だということはまず理解してください。当局に、この経緯についてきちっと委員会として説明を求めたらどうかというのは、前回の委員会で当局は説明すべきではないんですかと言ったら、「しない」と言ったんです。だから委員会として説明ぐらいしたらどうかということです。で、その説明を求める根拠は、これ一般廃棄物処分場なので、直接の所管というのは西部広域。だから西部広域という、それは話としてはわかるんですけど、この資料に載ってるように、米子市もこれ淀江町時代なので、この協定書は淀江町という名前、「甲は」と載ってます。今は米子市ですから、米子市の権限として西部広域とか環境プラント、一般廃棄物処分場に関していろんな疑念というか、問題があれば報告を求めることができる。必要だったら米子市が立ち入り調査をすることができる。そういう権限があるというのが今の現状なので、そういった権限を持つてる米子市も今回の環境プラントの当時の社長の発言に関して、説明は当然すべきではないかという、そういう提案だということは理解してください。それからもう一つは、この河本さんのこれ、議事録です。これ、出どころははっきり言ってわかりません。でもこれは本物だというのは、これは西部広域自身が認めています。つまり、出典とか入手経路は私も言えませんが、この議事録は西部広域の持つてる同じものだというの、西部広域の議会の中でも担当者が言ってますから、これは本物である。つまりこれは、本物ということにしていいかわかんけど、この議事録は本当に西部広域の正式な議事録と同じものだというの、これは確認されています。ということで、こういった提案をしたわけです。

○**西川委員長** じゃあ、こっちのほうから。

戸田委員。

○**戸田委員** 政英会もいろいろと協議しました。先ほど、伊藤委員さんもおっしゃったり、

今の前原委員さんがおっしゃるように、この書面の議事録っていうものの入手経路、それを確定できない。そういうような内容の中で審議するのはいかがなものかなというような御意見であります。もう一つが、西部広域も地方公共団体できちっと全員協議会で報告をされて、そういうふうな議員にも承知をさせたというような内容もありますし、議論もあったように伺っておりますので、この委員会ではそういうような報告させるべきではないかというような意見があったんですけど、この委員会ではそういうような事務を取り扱わないというふうな考え方であります。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 日本共産党米子市議団ではですね、一般質問とかで確かに質問はしていくことはできるんですけども、ただ、そのやりとり。西部広域と県とのやりとりとか、県と環境プラントのやりとりとかがわからない状態で聞かれても、なかなか皆さんが理解できないんじゃないかと思えます。ですので、まず皆さんにどういう前提があるのかを知ってもらう上でも、どのようなやりとりがあったのかの文章を出してもらえれば、それがさらにいいですし、そういうのが米子市議会でも前提としてあるべきだと思いますので、まずは米子市議会に対しても説明していただきたいと思うということです。実際にこの文章を見た住民の方々がおられるんですけども、やはりすごい心配しておられます。米子市民の方がそう思っておられる以上、議員としてもどのような内容だったのか知っておく必要があるべきだと思いますので、説明をしていただきたいと日本共産党米子市議団は思っております。以上です。

○西川委員長 ちょっと御意見が割れてるのは割れてますけども。これ、どうしましょかね。多数決ということで。

(「ああ、書いてあるじゃない。意見の調整は多数決。意見が合わんとね。」と戸田委員) じゃあ、多数決っていうことで挙手をお願いしますので。「一般廃棄物最終処分場に関しての元社長の発言に関して、どのように対応したのか当局に説明を求める」ことを所管事務調査とすることについて、賛成委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…土光委員、又野委員]

○西川委員長 2名。賛成少数でありますので、よって本件については所管事務調査としないことに決しました。

続いてですけども、この産廃処分場に関しての進行状況の報告を求めるということを所管事務調査とすることについてを議題といたします。これについても……。

(「そんなないでしょ。そんな話聞いていないよ。」と声あり)

○土光委員 そんな話って、2枚目の……。

○西川委員長 これちょっと、ごめんなさい。こっちのほうに書いてあったもんだけん。

○土光委員 2枚目のことじゃないんですか。これのことでしょう。

○西川委員長 この2枚目のことで。

○土光委員 聞いてないという意味がわからないですよ。

○戸田委員 2枚目のこと、この間説明されたんですか。

○土光委員 両方とも出しましたよ。この2つを。

○戸田委員 だから2枚目の説明をされたんですか。

○土光委員 しましたよ。したから…。

○**戸田委員** 委員長そうですか。わしゃあ1枚目しか聞いていないよ。一緒についとるだけのことであって、添付されとらんという…(聞き取れず)…。

○**西川委員長** 最初は1枚目だけだった。

○**土光委員** 最初はって、何ですか。

○**西川委員長** 渡されたのは。

○**土光委員** 渡す。何を。

○**西川委員長** これしか渡してない。

○**土光委員** 違う。委員長いいですか。

○**西川委員長** 土光委員。

○**土光委員** 先回の委員会で、この2つを説明を求めるべきだという提案をしようとした。どこまでしゃべったかは、ほとんど皆さんわかんないと思う。じゃあ文書で出して下さいと言われました。だから私は両面で出しましたよ。その2つを出してます。出します私は。はい。

○**戸田委員** 事務局、間違いないの、それ。

○**土光委員** これが私が出したプリントです。両面で出しました。これを委員長、副委員長に出してます。

○**戸田委員** だけん、わしらちはわからんわけ。委員長と副委員長……。だけん事務局に今確認させてますけん。

○**土光委員** 私はそれは出したというところまでいってます。

○**西川委員長** 裏面を見てなかったから、俺は。ごめんなさいね。表しか読んでないんで。最初は両面に書いてあったのですか。ねえ。

○**安東議会事務局主任** 両面です。

(「でも資料は書かれてない。」と声あり)

(「それじゃあ一枚目しかしようがない。」と戸田委員)

○**先灘議会事務局長** 委員長。

○**西川委員長** 事務局。

○**先灘議会事務局長** 土光議員から提案が2点ありますという発言がございまして、云々あって最終的にはその2点を文書にまとめて出しますと。見積りでは物足りないというところから、出されたのがこれだとは認識は、今、会議録を拝見していますんで。主だったものは一般廃棄物の関係の議論でしたけども、話題には出てないんですが、提案を2点いたしますと。それで文書にまとめて出しますというところで終了しますが、内容については、一般廃棄物を中心にされてますので、最後に産業廃棄物処理場の計画についても若干触れていらっしゃるんですけど、全く触れていらっしゃるわけではないんですが、皆さん方、認識としては一般廃棄物の関係が議論のほとんどでしたので、その印象だったかもしれませんが、一応会議録上といいますか委員会の流れからいいますと、文書で提案するということは、おっしゃっています。以上です。

○**西川委員長** よろしいですか、それで。

○**戸田委員** 改めて説明を求めますよ。

○**西川委員長** じゃあ改めて、土光委員、説明よろしいですか。

○**土光委員** はい。これは今、きょう資料として配られているんですね。

○西川委員長 はい。

○土光委員 だから書いておられるんですけど、今、要は米子市内とか淀江地区で産廃処分場計画がずっと進んでいます。具体的に意見調整会議とか廃棄物審議会、そんなのがこれまで、ざっと書きましたけど、やられています。これに関して基本的に米子市は職員を派遣しているような状況を把握しています。だから当然、米子市の中の出来事で、この産廃処分場というのは米子市の中の大きな課題だと私は思っているんで、当然所管である委員会で当局からこの辺の経緯の報告があつてしかるべき。言わなくても私は報告すべきだと思うんですけど、当局から自主的に報告という話がないので、ちゃんと求めてはいかがかと。これはもう報告です。求めたらいかがでしょうかというのが提案の内容です。

（「報告を求める…」と声あり）

○西川委員長 進行状況の報告を求めるということですね。

○土光委員 そうです。

○西川委員長 御理解よろしいでしょうか。こっちからちょっとまた御意見が。会派で持ち帰っていないと思うんですけど。

○伊藤委員 じゃあ、私。会派に持ち帰ってないので、皆さんの意見とは違うかと思うんですけども、県の計画なんですけれども、米子市民の不安の声やいろいろな声も伺いますので、私は、この委員会でも報告を求めるということは賛成です。

○西川委員長 ほかの委員からは。

前原委員。

○前原委員 今、県の段階になっている、意見調整とかで県の段階になっています。これ持ち帰っていないので、私自身、個人の考えだと思いますが、やはりこれは粛々とですね、県の状況を見定めたその時期に、時期をおいてその…（聞き取れず）…とかする段階でしていただきたいなと思うんですよね。今の段階で出すものがないじゃないかなと思うんですけども。これは個人的な考えですけども。時期を見て、ある程度市の方向性とか決まった段階で報告をいただきたいなあと考えております。

○西川委員長 そちらのほうからは。

又野委員。

○又野委員 この意見調整会議の内容もやはり、これまでどんな内容がされているのかというのを知った上で、米子市としてもどのような方向性で考えていくのかというのは重要な会議だと思います。そして、本当に市民の声が届いているのかというの、この会議の内容を知ることではわかると思うので、これはもう是非とも報告していただきたいと考えます。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 政英会はまだこれ全然話をしとらんですけど。私の私的な考え方は、市長の議会の土光さんとのいろいろなやりとりの中では、県からきちっと正式な依頼があったわけではないので、廃棄物審議会等の県の動向を、推移を見守りたいというような答弁があったのではないかなというふうに私は思っております。そういうような市の当局の状況を鑑みれば、今、御報告を受けるという段階ではない。そういう正式な県と米子市とのやりとりの中では、その推移もきちんと議会にも報告すべきと私は思っていますので、その時期が来れば、そういうふうな適切な対応でいいのではないのかなと私は思っていますけど。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 お聞きしたいのですが、こういった状況を知るといのは必要だという認識だと今聞いたんですけど、ただ、今そういう時期じゃない、そういう段階ではないというふうに言われたんですけど、なぜ今がそういう段階ではないのかというのがちょっとわからない。じゃあ、どういう段階だったら報告を聞くべきか、というところをもうちょっと説明していただけますか。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 あなたと私、いつも意見が合わないんですけど、当局は報告を聞いて、どのように報告をされるんですか。廃棄物の審議会が今あって、そういう手続に入っていますよというような状況だと思うんですよ。何か方針が決定された場合には当然、米子市のかかわり方も出てくるでしょうから、米子市から正式にそのような説明をする場所を逆に米子市も設けてくるというふうには私は考えておりますよ。そうではないのかなあと私は思うんですよ。そういう廃棄物審議会とか意見調整会議でいろいろやりとりしとる中の途中経過を私たちが聞くのも一つの手法かもしれませんが、ただ、私が思うのは、ある程度の方針が出たときにどのような対応をしていくのか、議会としてもどのような対応をしていくのかというような協議の場があってもいいかなと。私としてはそういう意見を持っておりますということです。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 二つ目の、もう一つの質問で、どういう段階、時期が来れば。それはどういう時期のときにというようにお考えなんですか。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 それを私が答えないけませんか。

○土光委員 いや、そう言ったから。

○戸田委員 土光さんの尺度と私の尺度がある。どういう時期かわからない。

○土光委員 戸田さんはどうお考えなのか。

○戸田委員 私は言わん。そういう場面は発言すべきではないと思っとる。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 廃棄物審議会においては、「今こういう段階でここまで進んでいます」とかっていう報告がされて、審議会で「じゃあ、次はこうしてください」とかっていう答えがあると思うんですよ。ですんで、その内容だけでもどのような報告がされて、審議会としてどういう判断をしているのかぐらいは、私の中では報告をしてもらいたい。せめて廃棄物審議会が終わった段階とか、私は少なくともそれはしていただきたいと思います。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 そういうような、又野委員さん、そういうお考えがあるようなら、各個質問や一般質問で質問されたらどうなんですか。そういうふうな当局とのやりとりも議会の中で十分にできるチャンスもあるでしょうし、そういう場が議会の場合だと私は思っていますよ。そういうのが各個質問で、私も質問していますし、土光さんも質問されていますし。そういう経緯、状況なりどうなんですかと。市の当局はどういう見解を持っておられるんですかというようなことは一般質問のあり方だと私は思っていますけれどねえ。

○西川委員長 土光委員。

○**土光委員** 戸田委員と意見が違うようですけど、私はそういうことをする場合は委員会の場だと思っています。例えば、米子市のスタンスとして、一つはあの計画地、米子市が最大の地権者なので、いずれ米子市は土地をどうするか、この計画をどう考えるのかの判断をしなければならないときが来るというのは確かです。市長は、今、条例手続が進められていて、これが適正に条例手続が進められれば受け入れる、そういう言い方を主張している。今、条例手続というのは、意見調整会議とか廃棄物審議会です。そういう手続が進められている最中です。だから、その条例手続が行われているときに、やはりそれがどういう進められ方、もっと言い方を変えると、適正に進められているかどうか。というのは私は随時報告を求めて、私たちは知る必要があるのではないかと思います。米子市が判断するというのは、当然またこの委員会も一定の判断を迫られるので、そういったことは具体的に、ほぼ同時並行的に条例決議がどのように進められているのか。センターの言い分はどうか。関係事務員の言い分はどうか。そういったどういう議論がされているか。というのは、私は知らなければならない、知る必要があるというふうに思っているので、説明を求めたらいかがですかと提案しているんです。

○**西川委員長** 又野委員。

○**又野委員** 一般質問ですということのも当然することもできますけれども、このことについては、全ての議員が知っておく必要があるんじゃないかなあという考えです。それを考えれば、個々の議員が質問するのではなく、最終的に米子市でも判断することであれば、全ての議員さんが知っておく必要があるということを考えれば、当然、米子市のほうから、当局のほうからも報告があってもいいものじゃないかなと考えております。

○**西川委員長** 前原委員。

○**前原委員** 結局、タイミングの問題になっくるんだと思います。現段階では県の方向性もまだ出てないわけであり、意見調整の段階で出てないわけですが、市の、報告するかもしれませんけども、求めればするかもしれませんけども、市の方向性も出てないわけじゃないですか。それで何を求めるんですか、一体。

○**西川委員長** 又野委員。

○**又野委員** 市のほうとしても、住民の声を届けるとか、ちゃんと推移を見守っていくとかっていう答弁はこれまでもされてるわけじゃないですか。その推移をもう既に報告は何かしてもしないぐらいい、いろんなことがなされてると思うんですよ。ですんで、その段階段階でも当然報告があってもいいと。もう既にあってもいい段階だと私は考えております。

○**西川委員長** 前原委員。

○**前原委員** 県の意見調整は終わってないでしょ。終わってからでいいですか、やっぱり。終わってから求めるべきじゃないですか。

○**西川委員長** 又野委員。

○**又野委員** 例えば、この審議会の中でも意見調整会議の報告されてるわけじゃないですか。それと、意見調整会議終わってないのに審議会があるっていうことは、途中でも報告すべき内容があったと考えますので、そのことは米子市としても知っておいてもいいのではないかと考えております。

○**西川委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 皆さん報告があつてしかるべきというのは、それぞれのタイミングで今言わ

れてると思うんですけど、その内容について、県の、さっきもお話も出たとおり意見調整が終わってない段階ですし、それぞれが、又野委員もおっしゃったように、今出すべきだと言われるんですけど、その判断が、今ここで話すと個々のそれぞれのタイミングになってしまうので、これ、どうなんですかね。個人的にはですけど、しかるべきタイミングであるとは考えておりますので、そんなにそんなに早急に必要なものだとは私自身は考えていないです。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 お聞きしたいのですが、意見調整が終わるといのはどういうことだというふうにお考えになっているか、ということなんです。その適切なタイミングといのは、その意見調整が終わったときという、まあ戸田さんは今お答えにならなかったんですけど、というふうに考えているということですか。

○西川委員 奥岩委員。

○奥岩委員 それは、県のほうでしかるべきタイミングがあると思いますので、我々の範疇ではないと考えています。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 今、いわゆる手続条例というのがあって、それに従って意見調整会議とか、それから廃棄物審議会でその進行情報を受ける。それが条例手続であって。意見調整会議が終わるといのは、この手続条例が終了…。

○西川委員長 ちょっと静かにしてくださいよ。出て行ってもらいますよ。

(「じゃあ、番外発言させてください。あの、終わってからどうぞ。」と今城議員)

○西川委員長 人がしゃべってるときはちゃんと静かにしてくださいよ。

○土光委員 意見調整が終わるといのは、この条例手続が終了することになるんです。やはり適正に条例手続が進められているかといのは、終わってから報告聞いてもあまり私、意味がないと思うので、やってる最中に、今こういう状況、こういった状況だと聞いて、それなりにその状況で意見があるかもしれないし、やってる最中、つまり適正に条例手続が進められるように私たちも報告を聞いて、必要であれば意見も言うし、そういったことをしないと、終わった後で、意見調整が終わればもう条例手続は終了だから、済んだ後でいくら報告を聞いても、もう済んだことは元に戻らないから、それでは私は遅いと思うんですよ。だから、進行しているときに随時報告を求めるべきだとい。つまり、適正に条例手続をしてもらうために、私たちもきちっと状況を聞いて意見があれば言う。そういうことが必要ではないかというふうに思っているから、終わってからではなくて、今。進んでる最中にきちっと報告を求める。大体、米子市もそういった途中経過の状況もきちっと把握する必要があると判断しているから多分、職員を派遣しているのだと思うので、その状況を報告すればいいじゃないですか。というふうに私は思っています。

○西川委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 ちょっと議事整理をお願いしたいんですけど、今、お話を伺うと、県の条例手続の段階で意見調整が続いたんで、その途中のが土光委員も報告が欲しいっていう話ですよ。

○土光委員 そうです。終わってからでは遅いと思っているということですよ。

(「じゃあ、いいですか。はい、番外発言。」と今城議員)



○西川委員長 番外発言を認めますか。副委員長どうですか、その辺は。

○伊藤委員 私が。

(「副委員長、正副委員長で。」と声あり)

○伊藤委員 ああ。

(「認められればいいんじゃないですか。」と土光委員)

○西川委員長 じゃあ、どうぞ。

○今城議員 はい。では、いくつか申し上げたい。誰に報告をさせるのか、ということがここでは不明確です。市の当局に報告をさせるのか、それとも県に報告をさせるのかによって報告をする内容も報告をする角度も違うと思います。先ほどからの議論を伺う限りは、土光委員は、市の当局にさまざまな会議に参加しているのは多分こういうような内容のためにというふうにおっしゃっているので、市の当局に報告をさせるということを主とした発言をずっと提案をしておられると思いますが、市の当局で今報告できる内容ということがあるとは思えないなというふうに、今の議論から私は思っています。市の当局にさせるのであれば、今のタイミングは報告できる内容はないのではないかと思いますし、県に求めるということであれば、県から報告できる内容がどのようなものなのかということは調査をしてみないとわからないと。ですからその辺の、誰に、どのような内容のことを報告させるのが明確でない議論は、議論の内容としての筋が定まってこないと思いますので、そこを一度明確にさせていただくほうがいいのかなと思います。これは番外発言。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 ちゃんと理解していないからだけです。私が言ってるのは、市に報告を求めています。市です。それははっきりしています。聞いてないだけです。市がまだ報告できないんじゃないかと言ってるけど、市は、私が何回も言ってるように、この現場にちゃんと状況把握で市の職員が派遣されてるんです。複数の職員が。だから、当然その状況というのは報告できます。ということで問題ないと思います。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 戸田さんは言及しなかったって言われるんですけど、私は土光さんと意見がまたそこ違うところがあるのは、言及しないのは、そういう住民の意見を反映する場合、何回もあるんですね。御存じのとおり、設置届を出してまた意見を諮らないけんということが出てくる。そういうような今の条例手続上のところで、今、廃棄物審議会にかかっている過程の中で市長の答弁は、県か、県のそういうような推移を、動向を見定めたいということの答弁に、あなたとのやりとりを私ずっとそれ聞いとるんですよ。だから今、当局にそれを求めても、そのような推移の状況をきちっと明確に答弁できるのかどうなのかと。私はそこにまだ考え方が定まらない、そうした中で、ある程度県が、事業主体の管理事業センターがある程度そういうふうな手続が整った中で、市に対して協議があったときに初めてどうするのかというような議論が私はあるべきだろうと。そういう場も当然出てくるだろうと。その中で十分に報告議論をすればいいじゃないかと、私はそういう考え方を持っておる。だから土光さんの、手続上の過程。又野さんはそういうふうで。私たちはある程度、整うかどうかは知りませんが、事務の推移状況の過程の中で、ある程度、廃棄物審議会等が済んで、県が米子市に借地される土地の利用活用について協議があったところの段階であるけれど、その、いわゆる議論の場が当然出てくるだろうと。私はそういうふう

に思っておると。そういう事務を想定をしておるということですよ。

○西川委員長 まだ土光委員ありますか。

○土光委員 はい。

○西川委員長 どうぞ。

○土光委員 戸田さんは、御存じのようにといろいろしゃべられたんですけど、ちょっとそこわからなくて。設置届云々という言い方された。それは、いわゆる産廃処分場をつくるためには廃掃法の手続に従って県に設置届を出して、そこでもう一回いろいろ議論、それのことを言ってるんですね。

○戸田委員 その意見はね。はい。

○土光委員 戸田さんの言っとることは……。

○戸田委員 それいちいち確認せんでも、あなたわかっとるだあが。

○土光委員 いや、私が言ってるのは、今はまだ廃掃法、産廃処分場をつくるための正式な法的な手続としては始まってないんです。鳥取県はその法的な手続を始める前に県独自で手続条例というのを定めて、こういう一定のことをやってから正式に届けなさいという、鳥取県はそういう制度になってるんですね。で、今は条例上の手続のことを言ってるだけです。だから、法的な設置届云々のことでは全然、そういう段階での話、そういうことを私は言ってるんではありません。県が定めた手続条例で、それが適正に条例手続が終了すれば法的な手続に入っていく。で、条例手続の最中。具体的には、もともと説明会があったりとか意見のやり取りがあって、それをもとに意見調整会議とか廃棄物審議会をやってるんですけど、その条例手続が適正に行われているかどうかというのは、私はやはり確認の報告を求めて確認をすべきだと思うし、必要なら意見を委員会としても言うべきだと思うので、だから終わる前に報告を求めるべきではないか。そういった趣旨で今回の提案をしています。言ってることはおわかりになりましたか。

(「理解しました。」と戸田委員)

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 だから、私は紛争条例に基づいて、手続上に今しんしゃくされとる状況下のその状況を報告願いたいというのが土光さん、いいですね。

○土光委員 そうです。

○戸田委員 私は、そういう状況がある程度定まって、定まってと言うと適切じゃないかもしれないけど、そういうような条例手続を経た上で、県が市に対して正式にそういうふうな今の土地の貸借等そういうふうな状況があれば、当然、市の当局のほうから当委員会に対しても、うちの委員会かどこの委員会か知りませんが議会に対して、そういうふうな議論の場は私は設けられると。そのときに十分に議論すればいいじゃないかと私は思ってますよということを都度申し上げているということです。

○西川委員長 はい。非常に論議が伯仲してますけども、平行線をたどってますので、失礼ですけど、これ、決とってよろしいでしょうか。

(「ああ、いいですよ。」と声あり)

○西川委員長 産廃処分場に関して、進行状況の報告を求めることを所管事務調査することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…伊藤委員、土光委員、又野委員]

○西川委員長 賛成少数でありますので、よって本件については所管事務調査しないということに決しました。

以上、市民福祉委員会を閉会いたします。

**午後 1 時 3 7 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

市民福祉委員長 西 川 章 三